

水道ご利用ガイド



LINE与那原町
公式アカウント

水道の使用開始・中止、使用者名義変更のご連絡
与那原町上下水道課

TEL:098-945-3017 FAX:098-945-8065

受付時間 月～金曜日 8:30～16:30

(祝休日、12月29日～1月3日を除く)

水道使用量のお知らせ

与那原 太郎 様
字上与那原16番地



(1) 水道番号 01-001-01

令和**年**月分

メーター番号 0123458

用途 家事用

(2) 今回検針日 前回検針日
月日 **月**日

(3) 今回指示数 82m³
前回指示数 62m³
取替時水量 0m³
今回使用量 20m³
前回使用量 20m³
前3ヶ月平均水量 20m³

(4) 上水道料金 2,563円(233)円
下水道使用料 1,326円(120)円
合計金額 3,889円(353)円

※()内は内消費税額

水道事業登録番号: T13800020003452 適用税率

検針員

検針太郎

(5) 口座振替日または納付期限 **月20日
納付書は毎月10日発送

与那原町上下水道課

945-3017

本票で料金の支払いはできません。

(1)水道番号

お客様からのお問い合わせに対応するために、町が決めている番号です。

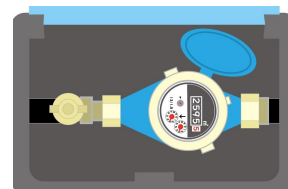
お問い合わせの際には、この水道番号をお知らせください。

(2)検針日

今回の検針日及び前回検針日をお知らせします。

(3)ご使用水量

今回のご使用水量と
前回のご使用水量をお知らせします。



(4)ご請求予定金額

今回のご使用水量による水道料金・下水道使用料をお知らせします。

(5)口座振替日または納付期限

今回のご使用水量による水道料金・下水道使用料の口座振替日または納付書による納付の期限をお知らせします。



水道料金等のお支払い方法

口座振替によるお支払い

便利な口座振替をご利用ください

○口座振替受付窓口

与那原町内に本店または支店のある金融機関(琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・JAおきなわ・沖縄県労働金庫

・ゆうちょ銀行・県内郵便局)

・令和6年10月より「ペイジー」利用開始(役場窓口での受付可能、キャッシュカードが必要です。)

※スマホ決済サービスやコンビニエンスストアでのお支払いも可能です。

利用可能スマホ決済サービス

・auPAY・d払い・FamiPay・PayPay・PayB・Rakuten銀行・ゆうちょPay・OKIPay・COiPay・LINEPay(令和7年4月30日終了予定)・はまPay・YOKA!Pay(熊本YOKA!Pay)・YOKA!Pay(十八親和YOKA!Pay)・YOKA!Pay(福岡YOKA!Pay)

水道の故障・修理

蛇口の水が止まらないときや水漏れの修理は、与那原町給水指定店へ依頼してください。給水指定店については、上下水道課へお問い合わせいただくか、上下水道課ホームページ「与那原町給水指定店一覧表」をご覧ください。



※ご契約の際は



指定店一覧表

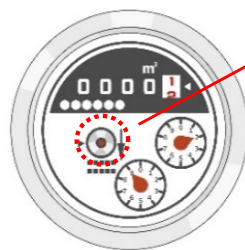
水道工事は、お客さまご自身と指定工事業者との間で取り交わす契約により行うものです。工事後のトラブルなどを避けるため、費用(見積費用、修理費用、出張費用等)や工事の内容について十分に説明を受けたうえで、契約することをおすすめします。

前回に比べて水道の使用量が急に増えたとき

地下や床下など、見えないところで水が漏れていることがあります。次のようにして調べてみてください。

- ①家にある蛇口をすべて閉める。
- ②メータのパイロットを調べる。

このときに、パイロットが少しでも回っていたら、どこかで水が漏れています。町指定給水装置工事事業者に修理を申し込んでください。



パイロット

水道水がおかしい

変なおいがする



赤い水が出る



などの異常があるときは、しばらく水を流して臭いや色がよくなる場合は、上下水道課へお問い合わせください。 与那原町上下水道課 電話:098 - 945 - 3017

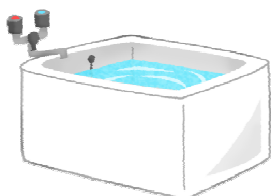
災害にそなえて飲料水を備蓄しましょう！

災害で水道がとまったら・・・



水道水をくみ置きするときは、ポリタンクなど清潔でふたができる容器に空気が中に残らないようにいっぱいに入れてください。直射日光を避ければ、3日程度は飲用として保存できます(浄水器を通した水は塩素効果がないため、毎日くみ替えてください。)。くみ替えた水は、掃除や洗濯にご使用ください。

災害に備えて、一人当たり1日最低3リットルの飲料水を3日分備蓄しましょう！



台風時には、停電によるポンプの停止に備えて浴槽などに生活用水を備蓄しましょう！

水道のご使用にあたって

与那原町の水道は、与那原町水道給水条例等に基づいてご使用いただいております。次のことについてあらかじめご了承のうえ、ご使用ください。

- ①新たに水道をご使用になるとき、またはご使用を中止されるときは、上下水道課の窓口またはFAXにて手続きが必要です。町公式LINEからもお申込みいただけます。
- ②水道メーターの検針は、毎月、定められた検針期間に行います(天候などにより、検針日が前後することがあります。)
- ③水道料金は、毎月、水道メーターで計量した使用水量に基づいて算定し、ご請求します。なお、引っ越しなどで水道の使用を開始または中止されたときの料金は、使用日数によっては翌月に合算される場合があります。
- ④水道メーターは、計量法に基づき、8年ごとに無料で新しいものに取り替えています。
- ⑤水道メーターの検針や交換などの支障となりますので、メーターボックスの周りや上に物を置かないでください。また、犬はメーターボックスや出入口から離してつないでください。マンションやアパートにおいては、メーターボックスを物置として使用しないでください。
- ⑥水道が故障したときなど、使用水量が不明の場合は、使用水量を認定して水道料金を算定します。
- ⑦道路内の配水管の分岐からご家庭の蛇口までは、お客さまの財産です。水が汚染されたり、漏水することがないように適切に維持管理してください。なお、設置工事や修理工事、撤去工事は一部を除き、お客さまのご負担で行うことになっています。
- ⑧水道料金は納入期限内にお支払いください。再三の催告にもかかわらずお支払いいただけない場合は、やむを得ず、給水を停止します。
- ⑨災害による水道施設の損傷、水道工事などにより、やむを得ず、給水の停止や水道の使用を制限することがあります。
- ⑩水道メーターの検針などのため、名札及び身分証明書を携帯した職員や委託業者がお客さまの敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力ください。

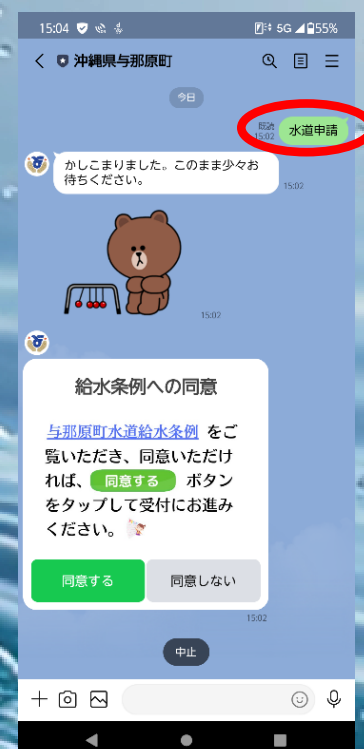
(1) 与那原町上下水道課窓口 受付時間: 平日 8時30分～17時15分
※届出当日での開栓・閉栓は、16時30分までの受付

(2) Fax 受付時間 平日 8時30分～17時15分
※届出当日での開栓・閉栓は、16時30分までの受付

(3) 与那原町公式Line ※開栓・閉栓・名義変更のみ
受付時間は、ご希望日の2営業日前までの受付
※公式LINE追加後に「水道申請」とメッセージ
入力で申請に進みます。



LINE与那原町
公式アカウント



与那原町上下水道課
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
Tel: 098-945-3017
Fax: 098-945-8065